

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方は、事業の財務体質の強化を図り安定した収益構造を構築して企業価値を高め、株主、投資家の皆様をはじめ、顧客・取引先等全てのステークホルダー及び社会から信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと位置づけており、経営上の組織体制や編成を整備し、社員の意思統一を実現して邁進していくものと考えております。

また、情報開示面においても、決算実績及び事業の概況を開示するほか、機関投資家、アナリスト向け決算説明会や個別ミーティングを開催すると同時にホームページにもその内容を掲載し、詳細な情報提供に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中川 善司	2,001,140	38.02
中川 悦子	889,420	16.90
中川 亮	221,384	4.20
中川 優	221,384	4.20
日本プリメックス従業員持株会	213,200	4.05
上原 幸	164,244	3.12
株式会社光通信	140,900	2.67
株式会社三菱UFJ銀行	100,000	1.90
株式会社みずほ銀行	90,000	1.71
朝比奈 誠	78,744	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は監査法人トーマツと監査契約を結んでおります。監査役と会計監査人は決算に関する定期監査の実施により、法令や社内規定の違反行為の有無につきチェックを行っております。また、必要に応じて随時情報交換を行うことで相互の連携を高めております。また、監査役と内部監査担当者は毎月1回監査内容及び監査結果について協議会を開催し、問題点の改善実施状況、新たな問題点の有無等について協議しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
白石 吉昭	他の会社の出身者													○
山崎 真人	他の会社の出身者													○
田中 貞雄	他の会社の出身者													○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白石 吉昭	○	エプソン販売株式会社	エプソン販売株式会社では専務取締役を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有し、業務執行の指導及び監査に経営全般に精通しているため。
山崎 真人		シチズン・システムズ株式会社	シチズン・システムズ株式会社では取締役営業本部長を歴任し、営業を主体として、経営全般に精通しているため
田中 貞雄		エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社	エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社では執行役員リテール業務部長を歴任しまた、他社でも経理担当実務に携わり、財務及び経理に関する相当程度の知見を有し、経営全般に精通しているため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役、監査役の報酬は、当社の業績、内容、また、取締役、監査役の職務内容、責任等を総合的に考慮して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成30年3月期における当社取締役及び監査役に対する役員報酬等は以下のとおりです。

取締役報酬 取締役6名 54百万円 (うち社外取締役 - 百万円)
監査役報酬 監査役3名 13百万円 (うち社外監査役 13百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポート体制につきましては、企画室所属の従業員が兼務し、必要に応じて補佐しております。また、取締役会の開催に際しては、総務部長が、社外監査役に対し、前日に基礎資料を配布し、議案の概要等について説明をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

当社の取締役会は、取締役6名、執行役員2名で構成されております。取締役会では、事業環境の変化に素早く対応するために、経営の意思決定を迅速かつ適正に行うことができるよう、毎月開催される定例取締役会のほか、緊急を要する場合にはその都度取締役会を招集して取締役全員で審議に当たり意思決定を行っております。また、当社取締役が当社子会社の役員を兼務することにより、各グループ企業の意思決定や取締役の業務執行状況を把握しやすくしております。

(監査役会)

当社では、常勤監査役1名と非常勤監査役2名(3名の社外監査役)にて構成されております。監査役会は、原則、毎月1回開催することとしており、各監査役は監査役会が定めた監査の方針、監査計画、業務分担に従い、取締役会及びその他重要な会議に出席し意見を述べるなど、取締役の業務執行が適正かどうかの監査を行っております。

(内部監査)

当社では、社長の下に内部監査兼任の担当者(1名)を置き、経営の健全化・効率化の促進に向け監査計画を作成、監査役との連携を密に行いその運用に注力し、年2回各部署の業務執行状況について業務監査を実施し社長に定期報告しております。

(所課長会議)

毎月1回行われるグループ全体の役員、部長、所長、課長、工場長の会議(所課長会議)において、部門別業務案件及び懸案事項等の報告が行われ、全社的に情報の収集体制が確立されており、案件ごとに社長以下出席者全員の合議において意思決定される体制となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は意思決定機能と業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名を社外監査役とすることで経営への監視機能を実現しております。コーポレートガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考え、社外監査役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制となっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
招集通知(要約)の英文での提供	開催日を当社英文ホームページで事前に掲載することにより、総会への参加を促進しております。
その他	開催日を当社ホームページで事前に掲載することにより、総会への参加を促進しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はステークホルダーに対する責任を果たすことを「企業ミッション」とし、各ステークホルダーと当社との関係や、役職員の行動の基本方針を「行動規範」として定め、「行動指針」において行動規範の趣旨を具体的に行動基準として規定し浸透を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はISO14001の認証を取得し、環境目的、目標を掲げマネジメントシステムの継続的改善、向上に積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、行動規範及び行動指針において、情報開示に関する基本指針を定め、規定し積極的に情報開示を行うようにしております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令等に適合することを徹底するため、コンプライアンス担当取締役を任命し、コンプライアンス関連規程の整備、内部通報制度の導入、並びに取締役及び従業員の教育研修を行っております。内部監査室はコンプライアンスの運用状況について監査し定期的に社長及び監査役に報告しております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、稟議書等の重要文書その他の情報について、文書管理規程等に基づき保存及び管理を行うものとし、取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧できる体制になっております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に対する体制を整備するため、リスク管理担当取締役を任命すると共に、グループリスク管理体制等のリスク管理規程等を制定し、市場、投資、災害、オペレーショナルリスク管理等のリスク状況の監視並びに全社的対応を行います。又、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当各部門が行っております。内部監査室は、各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施し社長及び監査役に報告しております。

- (4) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催することで事業環境の変化に素早く対応しかつ効率的な経営判断を行っております。職務権限規程等に基づき、職務権限・決裁権限など執行責任体制を明確にし、職務の執行が行われる体制になっております。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、グループの経営方針に基づき、方針と施策について協議を行い、互いに合意した経営計画に沿った企業経営を行っております。又、当社グループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、グループ会社と内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等を効率的に行っております。又、当社グループ間取引においては、法令・会計その他社会規範に則った適正な取引を行っております。内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を行い、その結果を社長、監査役、及びグループ各社社長に報告しております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から要請があった場合、監査役の監査業務を補助する使用人を配置し、監査業務の補助を行う体制となっております。依頼を受けた使用人は、その依頼に関して取締役会の指揮命令を受けない体制となっております。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

1) 監査役は、取締役会のほか、その他の重要な会議に出席すると共に、取締役からその執行状況を聴取し、関係資料を閲覧し、意見を述べるすることができます。

2) 取締役及び使用人は、会社に重要な損失を与える事象が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人が違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事象が発生したときは、監査役に報告することとなっております。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

取締役及び使用人は、監査役から会社情報を求められたときは遅延なく提供できるようにするなど、監査役の監査環境の整備を図り、又監査役は取締役社長、監査法人との定期的な意見交換を開催し、併せて内部監査室との連携を図ってまいります。

- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ各社は、金融商品取引法等の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努めてまいります。又、有効かつ正当な評価ができるよう継続的に評価し、必要な是正を行うことにより、財務報告の信頼性を確保いたします。

- (10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会勢力に対しては、取引先も含め一切の関係を持たない。その不当要求に対しては、法令および社内規程に則り所轄警察署、その他外部の専門機関に加入し、指導を仰ぐとともに、講習会への参加、弁護士等とも連携して、毅然とした姿勢で対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

上記1.内部統制システム等に関する事項に記載しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、コーポレート・ガバナンス体制強化の一環として、内部管理体制の強化を推進しており、社内における内部統制の見直しを行い、「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「業務活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」に係る改善及び合理的な運用を図るべく、今後も鋭意努力してまいります。

